

西東京市教育に関する大綱の策定について

平成 27 年 4 月 1 日、地方教育行政における責任体制の明確化や、市長と教育委員会の連携強化等を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部を改正する法律が施行されました。

西東京市では、平成 27 年 4 月に「西東京市総合教育会議」を開催し、西東京市教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度）を踏まえ、「西東京市教育に関する大綱」を策定しました。

今後も総合教育会議において、市長と教育委員会の連携強化を図り、施策の方向性を共有し、円滑な教育行政の推進を図っていきます。

1 西東京市教育に関する大綱

（基本方針 1）「生きる力」の育成に向けて

確かな学力の育成、豊かな心の育成、健康と体力の育成など「生きる力」を育成していきます。

（基本方針 2）「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて

特色のある学校づくり、学習環境などの整備、学校経営改革の推進など「生きる力」を育むための環境整備を行っていきます。

（基本方針 3）一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて

通常の学級での支援、通級指導、特別支援学級、教育相談などを充実させ、一人ひとりの教育的ニーズに応えていきます。

（基本方針 4）社会全体での教育力の向上に向けて

家庭の教育力向上支援、青少年教育の支援、活力あるコミュニティづくり、学校・家庭・地域・行政の連携強化など、市全体における教育力を向上させていきます。

（基本方針 5）いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

多様な学びを支える生涯学習を振興し、いつでも・どこでも・だれでも学べる環境を整備していきます。

2 総合教育会議の開催

第 1 回 平成 27 年 4 月 10 日（金）

第 2 回 平成 27 年 4 月 21 日（火）

【教育に関する大綱】

総合教育会議において、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標やその根本となる方針を定めるもの。（法第 1 条の 3 第 1 項）

【総合教育会議】

市長と教育委員会の協議・調整の場で、教育に関する大綱の策定や市長と教育委員会の連携強化等を図るために設置するもの。（法第 1 条の 4 第 1 項）

【問い合わせ先】 企画部 企画政策課（TEL：042-460-9800）